

メコン地域の主要国境における物流状況（6月9日時点）
（※前回報告からの更新を赤字で表示）

ジェトロ・バンコク事務所

1. メコン地域・主要陸路国境におけるヒトとモノの動き

タイでは3月26日の非常事態令に基づき発出された「決定（第1号）」により、陸路・空路等全ての手段での外国人の入国が原則禁止されており、陸路国境でも同じくヒトの往来については、現時点では認められていない。ただし、貨物輸送については国境での検疫強化対策を施したうえで、一部の税関を除いて、輸送（輸出入）が可能となっている。調査対象としている主要陸路国境でのヒトとモノの動き（移動）についての規制は、下記の通り。

	陸路国境名称		経済回廊	ヒト	モノ
1	ピンシャン(CN)	ヒューギ(VN)	南北経済回廊	不可	可能
2	タナレーン(LA)	ノンカイ(TH)	南北経済回廊	不可	可能
3	タケーク(LA)	ナコンパノム(TH)	東西経済回廊	不可	可能
4	ラオバオ(VN)	デンサワン(LA)	東西経済回廊	不可	可能
5	サバナケット(LA)	ムクダハン(TH)	東西経済回廊	不可	可能
6	モクバイ(VN)	バベット(KH)	南部経済回廊	不可	可能
7	アランヤプラテート(TH)	ポイペト(KH)	南部経済回廊	不可	可能
8	メソット(TH)	ミャワディ(MM)	東西経済回廊	不可	可能
9	パダンベサル(TH)	パダンベサル(MY)	—	不可	不可
10	サダオ(TH)	ブキカユヒタム(MY)	—	不可	可能

（2020年6月3日時点での確認）

（注1）CN:中国、KH:カンボジア、LA:ラオス、MM:ミャンマー、MY:マレーシア、TH:タイ、VN:ベトナムの略。

（注2）パダンベサル国境は、タイ側、マレーシア側で同一の国境名称。

2. 通関措置

上記国境のうち、通関時間が短縮されているのは、パダンベサル（タイ）＝パダンベサル（マレーシア）の鉄道通関のみ。パダンベサルの越境トラック通関については、タイ側の措置でタイ側通関箇所が閉鎖されている状況が続いており、不可。また、バベット、ポイペトの両カンボジア税関では、時間外対応時間が通常より短縮されている。

3. 検疫措置

上記国境のうち、ピンシャン（中国）＝ヒューギ（ベトナム）国境では、ベトナム側の規定により、国境に位置するランソン省に居住の運転手のみが通行可能。また同国境およびモクバイ（ベトナム）＝バベット（カンボジア）国境では、マスク着用に加え防護服着用が義務付けられている。

また南部経済回廊のアランヤプラテート（タイ）＝ポイペト（カンボジア）国境間では、アランヤプラテート国境を有するサケオ県が4月13日に出した措置により、コンテナ積み替え、貨物積み替え作業のためにカンボジア側に越境したタイ人運転手で、同日中に戻れない場合はドライバーの隔離措置を受ける必要がある。運用上、カンボジア国内で当該措置の対象外として滞在可能なのは、最長で7時間までとされているが、7時間で国境からプノンペンまでの往復輸送は不可でありGMS-CBTAライセンス¹車両によるプノンペンまでのクロスボーダー輸送サービスは実施不可な状態。

なお南部経済回廊のモクバイ（ベトナム）＝バベット（カンボジア）国境、東西経済回廊のラオバオ（ベトナム）＝デンサワン（ラオス）国境でも、従来のコンテナ積替え方式もしくは、同一車両を国境で運転手のみ交代させて車両の運行を継続させる方法での輸送を行っている事例もある。

4. 国境手続き時間

上記国境のうち、ピンシャン（中国）＝ヒューギ（ベトナム）では、ベトナムから中国への輸出時に通常（1日～2日）より特に通関時間が長くなっている（3日～5日）。また同国境の中国からベトナムへの輸出時（現状1日～2日）、およびサダオ（タイ）＝ブキカユヒタム（マレーシア）国境のマレーシアからタイへの輸出時（現状半日～1.5日）もそれぞれ通常より長い通関時間となっている。

¹越境交通協定（CBTA）は、カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナムの5カ国に中国（雲南省および広西チワン族自治区）による地域開発プログラム（GMS）の中での貿易円滑化の柱。GMS-CBTAライセンスを取得した車両の相互乗り入れや共通検査場の設置による輸出入手続きの効率化などが行われている。同ライセンスを利用してクロスボーダー輸送を行う事で、リードタイムの短縮や、輸送コストの削減、貨物積み替え時の貨物ダメージ発生リスクの低減に効果が得られてきた。

以上